

平成19年9月7日

総務部市町村課

県内市町村の実質公債費比率等について（速報）

国が本日公表を予定している実質公債比率について、県内市町村（仙台市を除く。）における平成18年度の算定結果（前3年度平均値）は別紙のとおりです。

平成18年度より地方債の発行については許可制度から協議制度へ移行したところですが、実質公債費比率が18%以上の団体等は、引き続き県の許可が必要となっております。

1 起債許可団体

〔起債許可団体要件〕

(1) 一定規模以上の赤字額（標準財政規模に応じ段階的に設定）を生じた団体
県内該当なし

(2) 実質公債費比率が18%以上の団体

5団体（H18：6団体 角田市，大河原町が要件から外れ，多賀城市が新規で該当）
村田町 22.3%，柴田町 21.0%，加美町 21.0%，大崎市 19.9%，多賀城市 18.3%

2 起債許可団体に対する対応

起債許可団体は「公債費負担適正化計画」を策定し、その内容、実施状況等により許可されることとなる。

【参考】

実質公債費比率

公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表す比率。

元利償還費の水準を測る指標として、従来の起債制限比率では算入されていなかった「公営企業に対する一般会計繰出金」、「一部事務組合に対する負担金・補助金（従来は債務負担行為に係るもののみ算入）」、「債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（利子補給に係るものに加え、平成19年度より元金に係るものが新たに算入）」、「一時借入金の利子（平成19年度より新たに算入）」が算入対象となり、基準の明確化・厳格化が図られた。

実質公債費比率が次の水準以上となった場合、一定の起債が制限される。

- ・ 25%以上：一般単独事業（一般事業，地域活性化事業，地域再生事業），公共用地先行取得事業
- ・ 35%以上：上記のほか，一般公共事業（災害関連事業を除く。），公営住宅建設事業 等

No.	市町村名	実質公債費比率 (3カ年の単純平均)		
		平成19年度(%)	平成18年度(%)	増減(ポイント)
2	石巻市	16.2	16.5	0.3
3	塩竈市	15.5	16.7	1.2
4	気仙沼市	17.2	15.7	1.5
5	白石市	9.6	8.3	1.3
6	名取市	13.3	12.8	0.5
7	角田市	17.4	18.6	1.2
8	多賀城市	18.3	17.7	0.6
9	岩沼市	15.4	14.2	1.2
10	登米市	14.3	13.3	1.0
11	栗原市	17.6	17.5	0.1
12	東松島市	15.1	16.3	1.2
13	大崎市	19.9	19.8	0.1
14	蔵王町	16.7	17.2	0.5
15	七ヶ宿町	13.4	13.2	0.2
16	大河原町	17.6	20.7	3.1
17	村田町	22.3	23.1	0.8
18	柴田町	21.0	21.4	0.4
19	川崎町	13.2	12.4	0.8
20	丸森町	15.7	16.5	0.8
21	亘理町	14.6	12.4	2.2
22	山元町	15.9	14.9	1.0
23	松島町	17.9	17.8	0.1
24	七ヶ浜町	13.8	13.2	0.6
25	利府町	11.5	9.5	2.0
26	大和町	16.3	16.3	0.0
27	大郷町	13.6	13.7	0.1
28	富谷町	6.8	9.4	2.6
29	大衡村	15.3	15.0	0.3
30	色麻町	15.5	17.8	2.3
31	加美町	21.0	20.6	0.4
32	涌谷町	14.4	14.5	0.1
33	美里町	17.1	16.2	0.9
34	女川町	3.5	2.8	0.7
35	本吉町	13.8	12.4	1.4
36	南三陸町	12.2	11.7	0.5
許可団体数		5/35	6/35	1団体

【参考】仙台市

1	仙台市	17.7	18.9	1.2
---	-----	------	------	-----

【参考】各平均(単純平均)

市町村平均(仙台市含む)	15.3	15.3	0.0
市町村平均(仙台市除く)	15.2	15.1	0.1
市部平均(仙台市含む)	15.9	15.8	0.1
市部平均(仙台市除く)	15.8	15.6	0.2
町村平均	14.9	14.9	0.0